

新旧比較表

■ IP-VOD サービス「milplus (みるプラス)」加入契約約款

変更事項	変更前	変更後
第 5 条 契約の成 立	本契約は加入申込者が、予め本約款を承認し <u>当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出し</u> 当社が承諾したときに成立します。	本契約は加入申込者が、予め本約款を承認し <u>当社の指定する方法（所定の加入申込書を当社に提出する、または電磁的方法により所要事項を当社に通知する方法）で申込みをし、</u> 当社が承諾したときに成立します。
	2. 当社は加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。 後略	2. 当社は加入申込者からの申込みがあった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。 後略
付則	付則（平成 29 年 8 月 1 日） この約款は、 <u>平成 29 年 8 月 1 日</u> より施行します。	付則（平成 31 年 4 月 1 日） この約款は、 <u>平成 31 年 4 月 1 日</u> より施行します。